

高圧ガス製造施設等明細書記入要領

(可燃性ガス冷媒、毒性ガス冷媒又は特定不活性ガス冷媒以外の冷媒)

- 1 「製造設備の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「1日の冷凍能力」は、冷凍保安規則第5条の規定により算出し、少数第1位まで求めること。(少数第2位を切り捨て)
複数の圧縮機を有する場合及び複数のユニットにより冷凍設備が構成されている場合は、それぞれについて上記により冷凍能力を算出した上で、その能力を合算すること。
- 3 圧縮機の「気筒」欄は、回転式の場合、径、行程、数に各々気筒径、ピストン回転径、厚さを記入すること。
- 4 凝縮器がシェル型以外の場合、外径、長さ等の欄に管の外径、長さ、列数段数を記入すること。